

このコラムは、日本語の仕組みや使い方などを考えるコーナーです。
どうぞ、コーヒータイムのときにも、お読み下さい。

ことばのコラム ひとくちメモ (264)

妨げ得るものを有する

タモツ君のおばあさんがおじいさんと話しています。

「障害者の権利に関する条約の英文がわかりましたよ。第一条の後半は、おっしゃるよう
に、“Persons with disabilities include” と始まり、続いて、“those who have long-term
physical, mental, intellectual or sensory impairments which in interaction with
various barriers may hinder their full and effective participation in society on
an equal basis with others.” というのです。」

「なるほど。「妨げ得る」ものを「有する」というのは、‘may hinder’ と ‘have’ なんだ
ね。条約文だから厳密な言い回しになっているけれど、手短かに言うと、機能障害と障壁の
ために社会参加が妨げられるかもしれない者も障害者に含まれるということのようだよ。」
「そう言われると、よくわかりますね。」

『障害者の権利に関する条約』 第一条 目的 (英文)

The purpose of the present Convention is to promote, protect and ensure the full and equal enjoyment of all human rights and fundamental freedoms by all persons with disabilities, and to promote respect for their inherent dignity. Persons with disabilities include those who have long-term physical, mental, intellectual or sensory impairments which in interaction with various barriers may hinder their full and effective participation in society on an equal basis with others.

『CONVENTION ON THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES』: 外務省ホームページ
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000000.html) より引用・加工

和訳の「妨げ得る」にあたる

和訳の「有する」にあたる

この条約を正しく解釈するには、
「may hinder」の訳し方が
ポイントになるようですね

